平成２６年（フ）第４４５号
仙台市宮城野区大梶10番９―303号
債務者　板垣　大貴
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４７７号
仙台市太白区西の平２丁目23番21号　グラシアスＧ201、従前の住所仙台市太白区桜木町26番８号　ローレル青葉106
債務者　坂本　洋
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５６号
福島県伊達市月舘町月舘字松橋川原４番地
市営住宅清水ヶ丘121号
債務者　川又　文子
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第２４０号
茨城県ひたちなか市はしかべ１丁目21番８号
債務者　工藤　幸枝
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２５５号
茨城県鉾田市野友643番地３
債務者　高塚恵美子（旧姓中田）
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２５７号
茨城県ひたちなか市部田野字石沢1620―１、住民票上の住所茨城県水戸市大場町155番地の１　プルミエール壱番館101号
債務者　小川　雄也
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１８０号
茨城県つくば市吉瀬1416番地
債務者　根本　紀行
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第２３４号
新潟市北区すみれ野２丁目15番15号、前住所新潟市東区有楽３丁目10番地７
債務者　石井利央子
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２６１号
新潟市東区秋葉通２丁目3722番地196　市営アパートＡ棟204号
債務者　田中　学
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４号
富山県黒部市田家野491―12
債務者　島　綾
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２６年（フ）第２４９号
金沢市八日市２丁目119番地１　エステートＫＯＵＷＡ101号、住民票上の住所金沢市八日市２丁目119番地１　エステートＫＯＵＷＡ303号、従前の住所長野県須坂市大字高梨351番地１
債務者　小林　広美
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２５０号
石川県白山市倉光１丁目152番地　α＆β―α103号室
債務者　中村　明隆
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第９５号
長野県千曲市大字上徳間400番地１　セジュール上徳間Ａ105号、住民票上の住所長野県埴科郡坂城町大字坂城7044番地１
債務者　柳沢　香織
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第９８号
長野県上田市中之条1203番地70　県住Ａ４―102号
債務者　丸山　賢一
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第１００号
長野県上田市上田原1439番地11
債務者　池田百合子（旧姓堀）
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第１０１号
長野県上田市古里86番地26　フローレンス古里Ｂ203、住民票上の住所長野県東御市和4583番地10
債務者　清水　良弘
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
長野地方裁判所上田支部